

令和3年神審第50号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中末陽介出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和3年8月28日07時10分

播磨灘北東部

2 船舶の要目

船種船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数	6.2トン	
登録長	12.98メートル	5.76メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	368キロワット	44キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方の左舷側にGPSプロッター、ソナー及びレーダー、右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備えた最大搭載人員が旅客12人及び船員3人のFRP製遊漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、釣り客12人を乗せ、遊漁の目的で、船首1.0メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、令和3年8月28日05時30分兵庫県東播磨港を発し、同港南方沖合の釣り場に向かった。

ところで、a受審人は、Aが12ノット以上の対水速力で航行すると船首部が浮上し、舵輪後方の操縦席に腰掛けて操船に当たると、正船首方23度の範囲に死角（以下「船首死角」という。）が生じることから、平素は、時折船首を左右に振るなどして同死角を補う見張りを行っていた。

a受審人は、05時38分目的の釣り場に到着し、釣り客に遊漁を行わせたのち、兵庫県淡路島西方沖合の釣り場へ移動することとし、06時59分少し過ぎ江井ヶ島港西防波堤灯台から240.5度（真方位、以下同じ。）2.06海里の地点で、針路を次の釣り場に向く150度に定めて発進し、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、発進する際、次の釣り場の方向を一見して船舶を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと考え、

G P Sプロッター及びノースアップで1.5海里レンジとしたレーダーを作動させ、操縦席に腰掛けて船首死角が生じた状態で操船に当たり、07時08分半江井ヶ島港西防波堤灯台から186.5度3.43海里の地点に達したとき、正船首830メートルのところにBを視認することができ、同船が船首を北方に向けたまま、ほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首を左右に振るなど、船首死角を補う見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、07時10分江井ヶ島港西防波堤灯台から182.5度3.80海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に前方から30度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵区画を配し、同区画前部右舷寄りに舵輪、その左舷側にG P Sプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたF R P製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日05時45分兵庫県藤江漁港を発し、同漁港内で、釣りに使用する餌を釣ったのち、播磨灘北東部の釣り場に向かった。

b受審人は、目的の釣り場に到着したのち、07時05分衝突地点付近で、船首を北方に向けて機関を中立運転とし、同乗者を船尾部左

舷側に配し、自身も同左舷側で左舷方を向いて釣りを開始した。

b受審人は、釣りを開始したのち、自船の船尾方約20メートルのところで漂泊した2隻のプレジャーボートに気を向けながら漂泊を続け、07時08分左舷船首方にAを初認し、07時08分半衝突地点で、船首が000度を向いていたとき、同船が左舷船首30度830メートルのところとなり、その後Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、自船の船尾方で漂泊するプレジャーボートに気をとられ、Aの接近状況を把握するなど、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、07時10分僅か前至近に迫ったAを認め、手を振って大声をあげたものの、効なく、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、左舷船首部外板に破口を生じ、浸水して沈没し、後に廃船処理された。また、b受審人が右膝外側側副靭帯損傷、右大腿四頭筋筋挫傷等を負った。

(航法の適用)

本件は、播磨灘北東部において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、特別法である海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には、本件に適用される航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘北東部において、釣り場に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、播磨灘北東部において、釣り場に向けて航行する場合、船首死角を生じていたのだから、前路の他船を見落とすことのないよう、船首を左右に振るなど、同死角を補う見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、船首死角を補う見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かずに進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、播磨灘北東部において、釣りを行うため漂泊中、左舷船首方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船の接近状況を把握するなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、自船の船尾方で漂泊するプレジャーボートに気をとられ、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自らも負傷するに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月13日

神戸地方海難審判所

審判官 下 條 正 昭